

さきたまテラスゾーンの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さきたまテラスゾーンの設置及び管理に関する条例（令和4年条例第38号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、さきたまテラスゾーン（以下「テラスゾーン」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可手続等)

第2条 条例第5条第1項に規定する使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その使用を開始しようとする日の3日前（当該日が行田市の休日を定める条例（平成元年条例第28号）第2条の休日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日でない日）までに、さきたまテラスゾーン使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請に対し許可したときは、さきたまテラスゾーン使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により許可をされた事項を変更しようとするときは、速やかにさきたまテラスゾーン使用許可変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請に対し許可したときは、さきたまテラスゾーン使用許可変更許可書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

(特別の設備の許可)

第3条 前条第2項又は第4項の規定による許可を受けた者が、テラスゾーンに特別の設備を設置しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(使用料の納期限)

第4条 条例第10条の使用料は、第2条第2項に規定する許可書の交付を受けるまでに納付しなければならない。この場合において、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の減免の手続)

第5条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするときは、

さきたまテラスゾーン使用料減額（免除）申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次に定めるところによる。

(1) 使用料を免除することができる場合 市が主催し、又は共催する事業又は行事に利用するとき。

(2) 使用料の50パーセントを減ずることができる場合 市が行う事業又は行事に協賛する団体がその目的のために利用する場合であって、市長が認めたものに利用するとき。

(3) 使用料の30パーセントを減ずることができる場合 次に掲げるとき。

ア 公共的団体がその団体本来の活動目的に利用する場合であって、市長が認めたものに利用するとき。

イ 市が後援する事業又は行事に利用する場合であって、市長が認めたものに利用するとき。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、使用料の減額又は免除をすることが適当であると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 市長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、さきたまテラスゾーン使用料減額（免除）承認書（様式第6号）を交付するものとする。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第6条 条例第16条第1項の規定により指定管理者にテラスゾーンの管理に関する業務を行わせる場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の申請）

第7条 条例第17条第1項の申請は、市長が指定する期限までにさきたまテラスゾーン指定管理者指定申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

(2) 市長が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(3) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書

類

- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 条例第16条第2項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定管理者の指定等)

第8条 市長は、条例第17条第1項の申請があったときは、速やかに指定管理者の候補者を選考し、さきたまテラスゾーン指定管理者指定候補者選考結果通知書（様式第8号）により、当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、条例第17条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにさきたまテラスゾーン指定管理者指定等通知書（様式第9号）により、当該指定管理者にその旨を通知しなければならない。

(指定管理者の事業報告書)

第9条 指定管理者は、毎事業年度終了後、市長が指定する期限までにさきたまテラスゾーン指定管理者事業報告書（様式第10号）に指定管理業務に関し市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第10条 市長は、条例第20条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、さきたまテラスゾーン指定管理者指定取消し等通知書（様式第11号）により、当該指定管理者にその旨を通知するとともに、次に掲げる事項について、速やかに告示しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 指定の取消し等の期間

(利用料金の納期限)

第11条 条例24条第1項の利用料金は、利用の許可を受けるまでに納付しなければならない。この場合において、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(利用料金の減免の承認手続)

第12条 指定管理者は、条例第25条の規定により利用料金の減額又は免除について市長の承認を受けようとするときは、さきたまテラスゾーン利用料金減額（免除）承認申請書（様式第12号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 利用料金を減額し、又は免除する場合の基準は、次に定めるところによる。

(1) 利用料金を免除することができる場合 次に掲げるとき。

ア 市が主催し、又は共催する事業又は行事に利用するとき。

イ 指定管理者が利用するとき。

(2) 利用料金の50パーセントを減することができる場合 市が行う事業又は行事に協賛する団体がその目的のために利用する場合であって、市長が認めたものに利用するとき。

(3) 利用料金の30パーセントを減することができる場合 次に掲げるとき。

ア 公共的団体がその団体本来の活動目的に利用する場合であって、市長が認めたものに利用するとき。

イ 市が後援する事業又は行事に利用する場合であって、市長が認めたものに利用するとき。

3 指定管理者は、第1項の市長の承認を受けたときは、さきたまテラスゾーン利用料金減額（免除）承認書（様式第13号）を申請者に交付するものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほかテラスゾーンの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。